

京都府依存症等対策推進計画(中間見直し)の概要

依存症等対策推進計画とは

- 【策定趣旨】 依存症及びアルコール健康障害（以下「依存症等」という。）に係る対策を本府の実情に即して、発生から進行、再発の各段階に応じて推進するため策定
- 【位置付け】 アルコール健康障害対策基本法第14条第1項及びギャンブル等依存症対策基本法第13条1項に基づく都道府県計画を一体的な計画として定めるとともに、それら以外のものも含めた依存症等対策の基本計画として策定
- 【対象期間】 令和3年度から令和8年度までの6年間 （令和5年度中に中間見直し）

現状と取組

- (1) 依存症等の現状等
全体状況、アルコール健康障害・ギャンブル等依存症・薬物依存症の状況、国の動向など
- (2) これまでの依存症等対策について
平成29年3月に「京都府アルコール健康障害対策推進計画」を策定。啓発マンガの作成(発生予防) 依存症相談拠点の設置、相談機関マップの作成(進行予防)、依存症専門医療機関の選定(進行・再発予防)などの取組を実施

基本的な考え方

- (1) 基本理念
- ・ 依存症等の発生、進行及び再発の各段階に応じた施策を実施
 - ・ すべての依存症の当事者・家族が日常生活、社会生活を安心して営むための支援を実施
 - ・ 医療、家族・子育て支援、健康増進、自殺防止、多重債務、犯罪予防など関連施策との連携
- (2) 基本的な方向性
- ・ 正しい知識の普及及び依存症等を未然に防ぐ社会づくり
 - ・ 誰もが相談できる相談場所と、必要な支援につなげる相談支援体制づくり
 - ・ 依存症の治療が身近な地域で可能な医療体制づくり
 - ・ 当事者と家族の生きづらさを包摂し、支える地域づくり

計画の達成目標及び目標達成に向けた重点課題

<アルコール健康障害対策>

ア 飲酒に伴うリスクに関する知識の普及、将来にわたる発生予防

<達成目標>

- ・ 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合を減らす
- ・ 未成年者飲酒者、妊娠中の飲酒者をなくす

<重点課題>

- ・ 特に配慮を要する者（20歳未満の者、妊婦、若い世代）に対する教育・啓発
- ・ アルコール健康障害に関する正しい知識・理解の啓発

イ 早期発見・早期治療・早期回復支援につなげていく体制整備

<達成目標>

- ・ 依存症専門医療機関と関係機関との連携強化
- ・ 依存症治療拠点機関の選定

<重点課題>

- ・ 当事者と家族を早期に相談、治療、回復支援につなげる連携体制の強化
- ・ 地域における人材育成や専門医療機関等の連携拠点となる医療機関の整備

基本的施策

①発生予防（予防啓発と偏見解消に向けた取組）

施策項目	取組内容（主なもの）
ア 教育の振興等	・小学校から大学等の児童、生徒等及び教職員に対する理解促進・普及啓発 ・令和4年4月の成年年齢引下げ後も飲酒は20歳以上であることを関係機関と周知 ・新型コロナウイルスの影響による家飲み等について適正飲酒の啓発
イ 若者等へ飲酒強要等の防止	・不適切な飲酒防止を推進する「学生啓発リーダー」の養成 ・学生啓発リーダーを中心に、啓発動画づくりなどの広報を若者目線で実施
ウ 不適切な飲酒への対策	・20歳未満の者、妊産婦の不適切な飲酒防止を啓発マンガや絵本などで呼びかけ
エ 依存症等の正しい知識の普及	・子どもから高齢者まで、各世代に応じた依存症等に関する啓発の実施 ・薬局、ドラッグストア等で不適切な飲酒防止や相談機関等の啓発資材を配布
オ 飲酒運転防止	・ハンドルキーパー運動、飲食店等での公共交通機関利用促進
カ 様々な機関が連携した相談体制構築	・暴力、虐待、生活困窮、自殺等の関係機関、民生児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター等と連携した市町村における相談体制の構築と見守り活動の推進 ・障害福祉サービス事業所への研修等で依存症の相談機関などを周知
キ 関係事業者等の取組	・酒類関係事業者等による取組（適正飲酒や飲酒運転防止の啓発など）

②進行予防（早期発見、早期介入等の取り組み）

施策項目	取組内容（主なもの）
ア 依存症に対する適切な医療を提供することができる医療機関の充実・確保	・より身近な地域で依存症治療が提供できるよう専門医療機関の更なる選定 ・医療研究、治療、人材養成等を推進する依存症治療拠点機関の選定
イ アルコール医療の推進と連携強化	・内科医、救急、精神科医等を対象とした研修会の地域ごとの開催 ・依存症専門医師の内科などへのコンサルテーション派遣
ウ 健康診断及び保健指導	・依存症の疑いがある方を早期に発見・介入し、専門医療・社会復帰へつなげる手順である「SBIRTS（エスバーツ）」の普及
エ 人材養成	・当事者目線で相談する「アディクションリカバリーサポーター（仮称）」養成
オ 相談窓口の連携体制	・相談窓口機関等が情報連携などを行う「依存症等対策連携会議」を設置 ・民間団体との連携を強化
カ 調査研究の活用	・国が行う調査研究等の情報やデータの収集・活用

③再発予防（再発予防、回復支援等の取組）

施策項目	取組内容（主なもの）
ア 依存症に対する適切な医療を提供することができる医療機関の充実・確保	※進行予防「ア」の再掲
イ 地域における相談拠点の明確化と周知	・「アルコール健康障害相談機関マップ」等を活用した相談窓口の周知
ウ 家族支援体制の整備	・学習会・意見交換会の開催、家族会の紹介
エ 飲酒運転をした者に対する対応	・依存症が疑われる場合、関係機関が連携して専門機関へのつなぎを実施
オ 社会復帰支援	・京都ジョブパーク等と連携し、依存症の理解促進、就労及び復職支援 ・複数の依存症を抱える方や女性の当事者の社会復帰を支える活動等の支援
カ 民間団体の活動支援	・自助グループ・回復支援施設等への活動支援・財政支援

<ギャンブル等依存症対策>

ア のめり込みによるリスクに関する知識の普及、将来にわたる発生予防

<達成目標>

- ・大学生など若い世代に対する啓発を関係機関と連携して実施

<重点課題>

- ・ギャンブル等依存症に関する正しい知識・理解の啓発

イ 予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備

<達成目標>

- ・多重債務問題等の対応とギャンブル等依存症治療を同時に進めていける連携体制の構築
- ・依存症治療拠点機関の選定

<重点課題>

- ・当事者と家族を相談、治療、回復支援につなげていくための連携体制の構築
- ・地域における人材育成や専門医療機関等の連携拠点となる医療機関の整備

基本的施策

①発生予防（予防啓発と偏見解消に向けた取組）

施策項目	取組内容（主なもの）
ア 教育の振興等	・小学校から大学等の児童、生徒等及び教職員に対する理解促進・普及啓発 （ゲーム障害、IR施設の開設を見据えた取組を追加） ・若い世代を対象とした啓発フォーラムを民間団体等と連携し開催
イ 依存症の正しい知識の普及	・子どもから高齢者まで、各世代に応じた依存症に関する啓発を実施 ・「依存症は病気」という理解を広める依存症セミナーの開催
ウ 様々な機関が連携した相談体制構築	・多重債務問題など幅広い関係機関と包括的な連携協力体制を構築 ・障害福祉サービス事業所への研修等で依存症の相談機関などを周知
エ 関係事業者等の取組	・京都競馬場、京都府遊技業協同組合など事業者による取組（依存症の啓発等）

②進行予防（早期発見、早期介入等の取り組み）

施策項目	取組内容（主なもの）
ア 依存症に対する適切な医療を提供することができる医療機関の充実・確保	・医療機関の連携促進を図るための研修会等の実施 ・より身近な地域で依存症治療が提供できるよう専門医療機関の更なる選定 ・医療研究、治療、人材養成等を推進する依存症治療拠点機関の選定
イ 人材養成	・自助グループ等に対する京都府主催研修などの参加呼びかけ
ウ 相談窓口の連携体制	・相談窓口機関等が情報連携等を行う「依存症等対策連携会議」を設置 ・民間団体との連携を強化 ・関係機関を掲載した「ギャンブル等依存症問題相談機関マップ(仮称)」の作成
エ 調査研究の活用	・国が行う調査研究等の情報やデータを収集・活用

③再発予防（再発予防、回復支援等の取組）

施策項目	取組内容（主なもの）
ア 依存症に対する適切な医療を提供することができる医療機関の充実・確保	※進行予防「ア」の再掲
イ 地域における相談機関の明確化と周知	・相談機関マップ(仮称)による相談窓口等関係機関の明確化と周知
ウ 家族支援体制の整備	・家族に対する学習会・意見交換会の開催、家族会の紹介
エ 社会復帰支援	・京都ジョブパーク等と連携し、依存症の理解促進、就労及び復職支援 ・自助グループ・回復支援施設等と連携した体験発表会等の実施
オ 民間団体の活動支援	・自助グループ・回復支援施設等への活動支援・財政支援、立ち上げ支援
カ 多重債務問題等への取組	・司法関係者と医療関係者等が依存症問題を学ぶ合同セミナーの開催 ・司法関係者と相談関係者の連携の促進 ・消費生活相談員への研修でギャンブル等依存症問題を周知

＜その他の依存症対策＞

すべての依存症に共通する施策として、「教育の振興等」「依存症の正しい知識の普及」「医療機関の充実・確保」「民間団体の活動支援」などの取組を推進。特に、ゲーム障害はギャンブル等への依存につながっていくおそれも考えられることから、教育委員会等との取組と連携して対策を推進。